

第6章 補正

1. 補正の時機.....	2
2. 出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面で開示された範囲を超越したこと についての判断.....	2
3. 補正で提出すべき書類	4
4. 補正の項目.....	5
4.1 明細書.....	5
4.1.1 発明の名称.....	5
4.1.1.1 補正後もやはり同一である方法または物品.....	6
4.1.1.2 特許請求の範囲に符合するよう出願対象を補正.....	6
4.1.2 技術分野	7
4.1.3 先行技術.....	7
4.1.4 発明の内容.....	7
4.1.4.1 発明が解決しようとする問題.....	7
4.1.4.2 問題を解決する技術手段.....	8
4.1.4.3 発明の効果.....	8
4.1.5 図面の簡単な説明.....	9
4.1.6 実施例.....	10
4.1.7 符号の説明.....	10
4.2 特許請求の範囲.....	11
4.2.1 許可される追加.....	11
4.2.2 許可される削除.....	12
4.2.3 許可される変更.....	14
5. 許可されない補正	20
5.1 許可されない追加.....	20
5.2 許可されない削除.....	21
5.3 許可されない変更.....	22
6. 審査の注意事項.....	24
7. 事例の説明.....	25

第6章 補正

特許主務官庁が明細書、特許請求の範囲又は図面を審査する際、専利法の規定に基づいて、職権により出願人に期限を決めて明細書、特許請求の範囲又は図面の補正を通知することができる。出願人が、記載不備、欠如があり補正すべきと認めた場合も、特許主務官庁に自発的に申請することができる。

専利法の先願主義に関する規定では、同一の発明について二以上の特許出願があった時は、最先に出願したものについてのみ、特許を付与することになっている。出願人は優先的に出願日を取得するために、通常発明を完成させた後、迅速に明細書、特許請求の範囲及び図面などの書類を添付して特許主務官庁へ出願するため、明細書、特許請求の範囲又は図面に誤記、記載漏れ或いは明瞭に表現していない状況が生じることがある。従って、特許出願した発明について、明確かつ充分に開示できるよう、出願人に明細書、特許請求の範囲又は図面の補正を容認することができる。

この他、例えば特許主務官庁が明細書、特許請求の範囲又は図面について補正の必要があることを発見した時、または出願人から提出された補正書が規定に符合しない等の拒絶理由を発見した時は、期限を定めて出願人にまず通知すべきで、直ちに拒絶査定とするべきでない。さらに、出願人と社会公衆の利益のバランス、並びに先願主義と将来取得する権利の安定性の両立のため、補正は出願時の明細書、特許請求の範囲及び図面で開示された範囲内のみ限定して容認することとする。

補正は一般的補正及び誤訳による訂正を含むが、本章における補正は誤訳による訂正を含まず、該訂正を第八章において論述する。

1. 補正の時機

補正できる時機は次の状況においてである。

特許出願が実体審査に入り、特許主務官庁が審査意見通知書を発行する前まで、出願人はいつでも補正を申請することができる。その後、特許主務官庁が審査意見通知書を発行した後は、出願人は当該通知書の指定期間内のみ補正を提出することができる。

初審の拒絶査定後に、再審査を請求した場合も補正することができる。審査意見通知書の発行後は、審査意見通知書に指定された期間においてのみ補正することができる。

2. 出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面で開示された範囲を超越したこと

についての判断

明細書、特許請求の範囲又は図面の補正は、まず出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面で開示された範囲を超えていないかを審査し、それからその他の特許要件を参酌して審査しなければならない。

出願が査定される前に、出願日を取得した出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面について補正することはできる。但し、補正した結果、まだ開示されていない事項については追加することは許されず、即ち新規事項（**new matter**）を追加してはならない。審査の時は、補正後の明細書、特許請求の範囲又は図面を出願時のものと対比し、それが出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に開示された範囲を超える時は、審査意見通知書に理由を明記して出願人に期限内に応答するよう通知しなければならない。期限内に応答しない又は補正後も依然として範囲を超えている場合、拒絶査定とする。

明細書、特許請求の範囲、又は図面の補正の審査とは、補正後の明細書、特許請求の範囲、又は図面の内容が、「出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面で開示された範囲を超越してはならない」に符合するか否かを判断することである。出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲とは、出願の当日に、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面（優先権証明書類を含まない）で既に明確に記載（明らかに表現されている）された全ての事項、または当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載された事項から、直接的かつ一義的に（**directly and unambiguously**）知ることのできるものを指す。このため出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載された文字の意味を逐字、逐語に解釈することに限るものではない。当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載された事項から、直接的かつ一義的に知りえることができる場合とは、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載された事項から、補正後の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載された固有の特定事項（**specific matter**）がすでに一部示唆され（**solely implies**）、又は全体に示唆され（**collective imply**）、その他の事項が示唆されていないことを明確に（または疑いなく）知り得ることができれば、当該固有の特定事項（例えば単一技術特徴、複数の技術特徴、効果または実施例等）は直接的かつ一義的に知り得ることができるものとする。このほかに、補正後の事項が出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載された事項と表現の違いがあるだけで、両者とも同一事項について述べていると判断できる時は、当該事項について、当該発明が所属する技術分野における通常の知識を有する者が、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載された事項から直接的かつ一義的に知ることのでき

るものと認める。但し、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載された事項が多数の意味を示唆する可能性がある場合は、たとえ補正後の事項がその中の一つまたはその中のいくつかの意味に属するものであっても、その一つまたはそのいくつかの意味が、補正前に明確に定義された特定事項でないため、補正後に限定された事項について、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面から直接的かつ一義的に知ることのできるものとして認めてはならない。補正後の事項が、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を超越した場合、つまり出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で明確に記載された事項（例えばそれに反するまたは増加した事項）ではない場合と当該発明が属する技術分野における通常の知識を有するものが、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載された事項から直接的かつ一義的に知ることのできないものである場合を含むが、その場合は、即ち、新規事項の導入と判断することができる。

3. 補正で提出すべき書類

特許出願について明細書、特許請求の範囲、又は図面について補正する場合、補正申請書に次の書類を添付しなければならない。

1. 補正部分を取消し線表記した明細書又は特許請求の範囲の補正ページ。
原内容を削除する場合、削除する文字上に取消し線をひくこと。新しく内容を追加する場合、新しく追加した文字の下に下線をひくこと。ただし、請求項を削除する場合は、文字によりこれを注釈にて記載することができる。
2. 補正後の取消し線表記のない明細書、特許請求の範囲、又は図面の差し替えページ。補正後に明細書、特許請求の範囲、又は図面のページ数、項番号又は図面番号が連続しなくなる場合には、補正後の全てのページの明細書、特許請求の範囲、又は図面を添付しなければならない。

補正申請書には次の事項を明記しなければならない。

1. 明細書を補正した場合、その補正したページ、段落番号と行数及び補正理由。
2. 特許請求の範囲を補正した場合、その補正した請求項及び補正理由。
3. 図面を補正した場合、その補正した図面の番号及び補正理由。

特許請求の範囲を補正し、一部の請求項を削除した場合、その他の請求項の項番号について、アラビア数字順に配列し直すこと。図面を補正し、一部図面を削除した場合、その他の図面の番号について、図面の番号順に配列し直すこと。

特許出願が特許主務官庁から最後の拒絶通知がなされた場合、補正理由には専利法第 43 条第 4 項各号の規定の事項を明記しなければならない。

4. 補正の項目

4.1 明細書

明細書の内容には発明の名称、技術分野、先行技術、発明の内容、図面の簡単な説明、実施例、符号の説明などの事項が含まれ、順に記載してタイトルを付記すること。記載の順序、方式に違反した場合、出願人に応答又は補正を通知し、期限内に応答又は補正しなかった場合は拒絶査定としなければならない。ただし、発明の性質がその他の方式で表現され、必要な特徴がより明確かつ十分に表現できる場合は、前述した順序及び方式により記載しなくともよい。例えば、特許出願に係る発明が、偶然発見されたものであるが技術性を有する発明である、又はパイオニア的発明である、或いは簡単な技術の発明である場合、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が、明細書及び図面の全体を見て、明細書の記載がすでに全ての必要な特徴を明確かつ十分に表現できていると判断できることである。

明細書の補正で追加した技術内容は、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が特許出願の発明の内容を理解し、それに基づいて実現できる程度のものであるよう、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載された事項から直接的かつ一義的に知り得ることができるものでなければならない。しかし、補正の際に同時に明細書に新規事項を追加することは許されない。

明細書の内容に特許請求の範囲の技術的特徴が記載されていない時、当該技術的特徴を明細書の中に記載し又は特許請求の範囲を補正して、特許請求の範囲が明細書でサポートされるようにしなければならない。明細書の内容に図面に開示された技術的特徴又は技術手段が記載されておらず、当該技術的特徴又は技術手段を明細書に文字で記載する場合、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が図面に開示された内容から直接的かつ一義的に知り得ることができるものでなければならない。

明細書の中の記載が技術内容とは関係のない商業的宣伝文句、誇大・不実、その他情緒的用語又は公序良俗に反する用途の説明などである場合、これらを補正すべきで、当該補正後の内容は出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に開示された範囲を超えていないものと見なすことができる。

4.1.1 発明の名称

発明の名称は、出願する発明の内容を簡潔明確に示すものでなければならず、関連のない文字を使用してはならない。「発明の名称」の欄で指定する名称は、特許出願に係る出願の対象を指定するため、そのカテゴリを示すものである。

形式上の名称の補正又は文字についての修飾のみで、出願の対象またはカテゴリが変更されていない場合は、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を超越していないことに属する。

4.1.1.1 補正後もやはり同一である方法または物品

「発明の名称」欄に指定された方法、または物品の名称が、補正後も依然として同一の方法または物品に属するものである場合、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を超えていないと認定されるべきである。

例えば：

- (1) 方法または物品の名称に関連のない文字の削除。例えば商標、商品名、人名、地名など固有名詞または宣伝効果の叙述等をつけた名称から当該関連のない文字を削除する場合。
- (2) 単純な外国語の文字の名称または外来語の名称の補正。例えば、物品の名称を「柏青哥（パチンコ：漢字の読みが「パチンコ）」から「小鋼珠電動遊樂器（パチンコ）」に補正する場合。
- (3) 具体性に欠く具体的表現。例えば「開挖装置」を「挖掘機」に；「重合方法」を「鎖終止剤を使用した重合方法」に補正する場合。
- (4) 俗名を学名または専門用語に補正する。例えば「大哥大」または「手機」を「行動電話」に、「單車」または「脚踏車」を「自転車」に補正すること。

4.1.1.2 特許請求の範囲に符合するよう出願対象を補正

特許権の範囲は特許請求の範囲を根拠とする。命名された方法または物品の名称が特許請求の範囲のカテゴリと一致しない時、名称を補正して、特許請求の範囲のカテゴリと実質的に一致させかつ明確にする場合、当該補正は出願時の明細書に開示された範囲を超越していないものと認定しなければならない。例えば、請求項の内容がある物品の製造方法であるのに、発明の名称がある物品の使用方法である、または請求項の内容が旋盤の回転カッタ・ホルダーであるのに発明の名称が旋盤である場合、それらの発明の名称は請求項の内容と一致しておらず、規定に合致させるよう補正しなければならない。

発明の名称を補正して、補正後の特許請求の範囲の発明のカテゴリと対応させる。例えば出願時の特許請求の範囲が「物品」と「方法」の2つを含む請求項であったが、補正後「物品」の請求項だけ保留した場合、発明の名称にある「方法」に関連する内容を削除し、「物品」部分のみを残す。同様に、出願時の特許請求の範囲には「方法」の請求項のみで、補正により「物品」の請求項を追加した場合、発明の名称の内容を「方法」の外に別途「物品」を追加することができ

る。

4.1.2 技術分野

出願時の明細書に技術分野が記載されていない、又は記載された技術分野が明確でない場合は、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を超えないという原則のもと、国際特許分類（IPC）の最下層の分野と一致させるよう技術分野を補正できる。例えば有機化学の分野を窒素含有複素環化合物の分野に改める。

特許請求の範囲を補正する時は、技術分野もまた補正後の特許請求の範囲のカテゴリと対応するものに補正して、出願対象を反映させなければならない。

4.1.3 先行技術

出願時の明細書及び図面で特定の先行技術文献が引用されたものの、当該文献の内容を詳しく記載していない場合、当該文献の詳しい内容を補充することは、新規事項を追加したことにはならない。

二部形式（ジェプソン形式）の請求項で、その前提部分に先行技術と共有する必要な技術的特徴が出願時の明細書及び図面に開示されていない時は、やはり明細書及び図面において当該技術的特徴を追加補充することができる。

当該発明のサポート要件を追加するため、または出願時の明細書の内容で開示不明確或いは不十分の不備を補足する目的で、先行技術の内容を補充追加することは許されない。

例外として、たとえば検索によってその特許出願の発明に最も類似する先行技術を発見した場合は、当該先行技術を補充して、関連のない先行技術を削除することを許す。このような補正は先行技術にのみ係り、発明自体に係らないため、明細書及び図面に発願前の公衆に知られている先行技術の追加は許される。

4.1.4 発明の内容

4.1.4.1 発明が解決しようとする問題

偶然に発見したが、技術性を有する発明、パイオニア発明、又は簡単な技術の発明は、発明が解決しようとする問題を記載しなくともよいことを除き、出願時の明細書に記載済みの発明が解決しようとする問題の補正は、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載されたもの、又は当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面から直接的且つ一義的に知り得ることができるものでなければならない。

明細書に記載された解決しようとする問題に関する内容が、発明の効果、技術手段又は特許請求の範囲を反映した対象と対応できない場合は、発明が解決し

ようとする問題を補正しなければならない。例えば、特許請求の範囲の圧力強度を増進する方法の請求項を削除し、せん断強度増進の方法の請求項のみを保留したが、発明の内容に記載された特許出願の発明が「先行技術に存在する圧力強度及びせん断強度不足の問題を解決することができる」である場合、「先行技術に存在するせん断強度不足の問題を解決できる」に補正しなければならない。

原則的に、審査官の引用した先行技術に対応するために、原発明が解決しようとする問題を変更することは許されない。変更後の当該発明が解決しようとする問題が、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面から直接的かつ一義的に知り得ることができるものでなければその補正は許されない。

このほか、既に発明の内容に記載された発明の目的については、発明が解決しようとする問題及び技術手段に対応するよう発明の目的を補正することが許される。

4.1.4.2 問題を解決する技術手段

技術手段の補正について、例えば操作方法、操作条件、反応条件、素子構造または実施例の補正又は特許請求の範囲に対応させるために行う補正は、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載されたものである、又は当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面から直接的かつ一義的に知り得ることができるものであれば、補正が許される。例えば「操作」の補正について、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載された実施例の機能、効果によって直接的かつ一義的に知り得ることができるものであれば、補正が許される。その他、出願時の明細書、図面に生成された目的化合物自体の固有する融点、分析データ等の物理化学性質が記載されていないが、既に当該化合物を確認できる関連資料を提供しており、且つ当該化合物の物理化学性質が出願時に当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者にとって周知のものである場合も、その補正は許される。

このほか、本来の技術手段を変更していないことを前提として、当該一部の文字、文言上の修飾または技術用語の統一の補正は許される。

4.1.4.3 発明の効果

補正後の発明の効果（中国語：對照先前技術之功效）は、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載されたもの、或いは当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面により直接的且つ一義的に知り得ることのできるものでなければならない。従って

新しい効果の追加、又は異なる効果への変更の補正は、通常、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を超えることになる。例えば新物質または既知物質の意外な効果、または組成物の相乗効果の追加は、それ自体一つの新しい用途の発明となる可能性がある。また、例えば、原来出願した発明が羊毛布地を清潔にする方法で、主に特殊な液体で布地を処理するものである時、虫食いされないよう布地を保護するメリットを有する記述を追加した場合には、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を超えており、新規事項に属する。また、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で既にその発明の構造、操作及び機能等の技術内容が明確に開示されており、その効果について言及していない又は十分に言及していないものの、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が、その構造、操作及び機能から直接的又は一義的に知り得ることができる場合は、当該効果についての釈明（闡明）も新規事項には属さない。

元来有する数値の範囲、実験データについての補正、または当該数値範囲の測量方法、使用基準、設備、器具についての説明について、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載された技術内容から直接的又は一義的に知り得ることができるものであれば、新規事項には属さない。但し、出願時の明細書にある効果に関する実験データが記載されておらず、補正時に新しい実験データを引用することによってその効果を立証する場合、当該新しい実験データは既に出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に開示された範囲を超えているので、新規事項に属することとなる。

特許請求の範囲及び発明が解決しようとする問題を補正して限縮する時、発明の効果を限縮補正して対応することができる。その他、組成物のある一つまたはある効果が劣っている適用範囲を削除することができ、一部の効果を削除した結果、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を超えないこととなる。例えば「綿鈴虫とトウモロコシアブラムシの消滅に用いられる農薬」の出願で、その中のトウモロコシアブラムシの消滅効果が劣っている場合「綿鈴虫の消滅に用いられる農薬」に補正してその用途範囲を限縮することができる。

4.1.5 図面の簡単な説明

出願時の明細書に図面を添付しているが、図面の簡単な説明に漏れがある、または図面の簡単な説明と発明の内容或いは実施例の内容が一致していない時は、図面の簡単な説明を補正することができる。

4.1.6 実施例

発明の実施例は、より良い実施例をもって具体的にこれを説明することができるが、明細書における実施例を補正する場合、当該発明が属する分野における通常の知識を有する者が出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面から直接的に又は一時的に知り得ることができるものでなければならない。例えば商品名で表示されたある既知原料の化学構造、組成またはあるデータの既知の標準測量方法（使用された標準設備、器具を含む）の追加記載は許可される。また、例えば既に特許請求の範囲に明確に記載されているものの、明細書及び図面で開示されていない或いは開示不足の実施例である場合、特許請求の範囲で記載された当該実施例の内容を明細書及び図面に記入することができる。

もし、出願時の明細書の実施例が十分に開示されておらず、又は実施例が過少であり、特許請求の範囲にも明確な記載がなく、または空疎なもので、当該発明が属する分野における通常の知識を有する者であってもその内容を実施できない、又はその結果を予測できない場合、新しい実施例（たとえ最良の実施例であっても）の追加で、出願した発明を実施できる証明する場合、又はその発明の効果を証明する場合は、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示した範囲を超えるものと見なさなければならない。なぜなら、その追加した実施例は当該発明が属する分野における通常の知識を有する者が出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面から直接的または一義的に知る得ることのできるものでないため、新規事項に属するからである。

材料の特定の実施例を補正の時に追加することは、通常、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を逸脱することになる。例えば、数個の成分によって組成されたゴム構造について、「さらにある一つの成分を添加することができる」という記述の追加は許されない。同様に、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面において、弾性支持物の上に装設した装置が記載されているが、その弾性支持物の種類を明確に特定していない場合、「螺旋状のバネ上に装設した装置」という記述への補正は認められない。しかし、出願時の図面及び通常の知識に基づく場合、当該発明が属する分野における通常の知識を有する者が明らかに「弾性サポーター」が「螺旋状のバネ」を示していると理解できれば、「弾性サポーター」を「螺旋状のバネ」とする補正も認めることができる。

明細書において、実施例の元来の出処（由来）を補充説明することは、通常、新規事項の導入に該当しない。

4.1.7 符号の説明

発明の詳細な説明、実施例、図面に明確に記載されている、又は直接的且つ一義的に知り得ることができる符号又は説明は、符号の説明の欄にそれらの記載

を追加して補正することができる。

4.2 特許請求の範囲

規定に合致しない特許請求の範囲の記載があり、例えば請求項が不明確（請求項が明細書と一致しない、請求項の不確定な用語が原因で不明確となることを含む）、またはその他の要因（例えば出願人が自発的に請求項の減縮、不明瞭な記載の説明、誤記の訂正をする等）に基づいて補正を請求した時、当該補正後の請求項に記載された事項は、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を超えてはならず、即ち、依然として出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で記載された、または当該発明が属する分野における通常の知識を有する者が出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面から直接的又は一義的に知る得るものでなければならない。

4.2.1 許可される追加

追加後に出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に開示された範囲を超えない状況については、通常、以下の状況が含まれる。

- (1) 請求項に技術的特徴を追加して請求項をさらに限定し、当該技術的特徴がすでに明細書及び図面でサポートされているものである場合。即ち、請求項におけるある技術的特徴にさらに限定条件または技術的特徴を付加して、さらなる限定をした場合、既に明細書及び図面内に開示（形式的に記載された内容及び形式的に記載されていないが、実質的には既に明確にその内容が含まれているものを含む）しているが請求項に記載されていない技術的特徴を請求項に追加することができる。その他、付加条件により付加される技術的特徴については、元の発明が解決しようとする問題と関連するものでなければならないことに注意しなければならない。

例えば、元の請求項に「A と B とを反応させる」記載があり、出願時の明細書で A と B を C の存在下で反応する技術的特徴が既に記載されている場合、当該 C の存在と発明が解決しようとする問題とに関連がある場合は、請求項を「A と B とを C の存在下で反応させる」と補正することができる。

また、例えば元の請求項に「鉛筆の一端に消しゴムが設けられている」と記載されているが、形式上「鉛筆の芯」の素子について、明細書に記載されていないものの、当該発明が属する分野における通常の知識を有する者にとっては、明細書及び図面の内容から鉛筆自体既に鉛筆の芯が含まれておりその他の意味は含まれておらず、鉛筆の芯は鉛筆で筆記する目的を達成するための大衆に知られている固有の機能であるので、明細書において

鉛筆の芯に関する記述の追加は許されるし、請求項を「鉛筆の中心に芯を含み、一端に消しゴムが設けられている」に補正することもできる。

- (2) 図面に開示されているのみで、明細書の技術的特徴または技術手段として開示されていないものを文言で元の請求項に記載し、または、別途新しい請求項を作成する時、当該技術的特徴または技術手段が既に当該発明が属する分野における通常の知識を有する者が原来の図面から直接的又は一義的に知り得ることができる場合。この種の補正は同時に当該技術的特徴または技術手段を明細書に記入しなければならない。
- (3) 特許請求の範囲に明細書の一部の対象または別の実施例が含まれていない時、当該対象または実施例をある一項の請求項に併入するか、または更に一項または複数項の請求項を追加して特許請求の範囲を拡大する場合。例えば、特許請求の範囲に半導体の回路を利用することが記載され、明細書では半導体の回路を利用する以外、さらに真空管回路の利用の実施例が記載されている時は、当該実施例を特許請求の範囲に追加記載することができる。
- (4) 数値限定の追加。例えば明細書で既に明確に「24～25℃」の数値が記載されていれば、当該数値限定を請求項に記入することができる。
- (5) マーカッシュ方式で記載された請求項について、出願時の明細書又は図面で、化学物質について多数の選択群から組合せる方式で記載され、且つその中から選択された一つの特定の組合せの使用の記載があった時、当該特定の組合せの選択を請求項に記入する場合。
- (6) 製法により物を特定する請求項について、もし、出願時の明細書又は図面にすでに当該物を特定する一部の物理化学データが記載されている時、当該物理化学データを請求項に追加記入する場合。

4.2.2 許可される削除

削除後に出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に開示された範囲を超えない状況については、通常、以下の状況が含まれる。

- (1) 一項または多項の請求項の削除。削除の理由が、例えば、ある一つの請求項が先行技術と重複している、両請求項が実質的に同一かつ同じカテゴリに属するもので簡潔の規定に合致しない、発明の単一性の規定に合致しない、明細書に記載された内容が不明確または不十分で、明細書に記載された内容からある一つの請求項まで援引するのに至らない、発明の内容の補正限縮により、ある請求項が明細書及び図面でサポートされない等である。但し、削除した後、請求項の対象名称、カテゴリを明細書と一致させるよう注意すべきである。

- (2) 独立項を削除して、その付属項を新たに独立項とし、または独立項とその付属項を併合して新しい独立項として、元の独立項についてさらに減縮する場合。
- (3) 請求項の一部の技術的特徴を削除した後も、依然として特許出願に係る発明全体の技術手段を表現できる場合。ただし、削除した結果、新規事項の導入となることを避けるために、当該発明が属する分野における通常の知識を有する者が次の三つの要件に同時に符合することが出願時の明細書及び図面から直接的且つ一義的に認定できるものでなければならない。
 - a. 当該技術的特徴は必須であると解釈されないもの；
 - b. 当該技術的特徴の機能が、技術問題の解決上不可欠とされないもの；
 - c. 当該技術的特徴の削除と同時にその他の特徴を補正して補償する必要がない。
- (4) 択一形式（またはマーカッシュ方式）で記載された請求項について、請求項から一部の選択項を削除した時、補正後の請求項に記載された技術的特徴が出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を超えていない場合。
- (5) 請求項に記載された商業的宣伝文句を削除する場合。
- (6) 請求項に記載された技術的特徴ではない効果、用途等の必要でない事項を削除する場合。原則上請求項のそれぞれの技術的特徴は全て構成、条件またはその工程で表現すべきで、必要な技術的特徴以外、必要でない事項の描写をしてはならない。従って、手段機能用語またはステップ機能用語で表示される複数の技術的特徴の組合せの発明、及び性質、機能、効果、用途によってのみしか物を明確に限定できない請求項以外、請求項の記載が技術的特徴に属さない効果、用途等の必要でない事項である場合は削除することができる。但し、明細書において依然としてそれらの効果、用途等の事項を保留して、専利法で規定されている開示方式と合致できるよう、並びに当該発明が属する分野における通常の知識を有する者がその内容を理解してそれに基づき実施できるようにすべきである。
- (7) 請求項から先行技術と重複する部分の技術内容を除外することで新規事項を導入することになる場合。なぜならそれらの除外された内容は出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面から直接的に且つ一義的に知り得ることができないからである。しかし、除外後の対象をポジティブな表現方式によって明確、簡潔に特定できない時は、先行技術と重複する部分を「除外（disclaimer）」する否定的表現方式の記載とすることができ、新規事項の導入とは見なさない。

例えば請求項に記載されている上位概念の技術的特徴が、明細書にて対

応している複数の選択項の下位概念の技術的特徴であり、もし、その中にある選択項の発明がすでに先行技術であるものが含まれている場合、先行技術の重複を避けるため、明細書において当該選択項を削除し、請求項において当該選択項を除外（例えば、含まない、包括しない、除外する）する方法で補正し、即ち否定的表現方式で上位概念の技術的特徴を記載することができる。補正後の明細書及び請求項に出願時に開示されていない技術的特徴の追加だが、即ち除外された先行技術でもあり、例外的に新規事項の導入にならない見なすことができる。

上述の状況において、たとえ出願時の明細書に当該先行技術が開示されていなくても、明細書及び請求項の上位概念の技術的特徴において直接当該先行技術を除外する否定的表現方式での補正が許される。補正後の明細書及び請求項には出願時に開示されていない技術的特徴が追加されるものの、例外的に新規事項の導入にならない見なすことができる。

上述した否定的表現方式の補正は、特許出願に係る発明について新規性不備、新規性喪失の例外又は先願原則に符合しない引用文献といった状況を克服する場合に限られる。ただし「同日出願」の引用文献には当該排除方式での補正は適用されない。また、特許出願に係る発明に「人類」が含まれ、公序良俗を害することになる場合、「人類」を排除する方式で補正することができる。

4.2.3 許可される変更

変更後に出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に開示された範囲を超えない状況については、通常、以下の状況が含まれる。

(1) 上位概念または下位概念に変更する。

補正後の事項が既に出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に明記されているもの以外、以下の2つの状況についても、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲内の補正として認めることができる。

- (a) 特許請求の範囲において、下位概念を限定する一部の限定条件を削除することは、形式上概念の上位化となるが、当該削除された限定条件が技術上実質的意味のないものであり、且つ当該削除の結果、明らかに新技術の導入の意味を含まず、または、当該下位概念に対して、当該削除された限定条件があっても、なくても良い付加物であることが証明できる場合。
- (b) 出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で記載された事項を検討し、例えば実施例及び発明で解決しようとする問題を経て、当該発明が属する分野における通常の知識を有する者が、特許請求の範囲における補正後の技術的特徴が限定した上位概念の発明または下位概念の発明が出願時の明

細書、特許請求の範囲、又は図面で既に開示された事項であると明確に知ることができる場合。

特許請求の範囲で限定された発明の技術的特徴が上位化された結果、もし、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示されていない事項が含まれている場合、例えば、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面には「銅」のみの記載があり、特許請求の範囲に記載された「銅」を上位の「金属」に変更した結果、「銅」以外の金属元素が導入されることになる。同様に、特許請求の範囲の技術的特徴を下位化した結果、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で記載されていない特定事項を限定した場合、例えば出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で「金属」のみ記載し、特許請求の範囲に記載された「金属」をより下位の「銅」に変更した場合、「金属」には確かに「銅」等の各種異なる元素が含まれるが、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に当該「金属」が特定元素の「銅」であることを示していないので、上記二通りの補正はすべて出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を超えている。

例 1：上位概念の「制御装置が正常の操作に設定されていない時」を下位概念の「制御装置が正常の操作に設定されておらず、ネガティブ信号が生じた時」に変更した場合、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面では、制御装置が正常の操作に設定されておらず、持続的に一定の時間帯に正值の信号がない時、リセットの信号が発生すると記載しているのみで、補正後に追加された「ネガティブ信号が生じる」限定条件はリセット信号がネガティブ信号によって発生されたことになり、正值の信号が無いことによって発生されたものとならない。しかし、出願時の明細書及び図面にはその様な事項の記載がないため、このような限定変更の発明限定条件の補正は許されない。

例 2：下位概念の「ソース及びドレインのドーパ拡散区域」を上位概念の「ソース及びドレインのドーパ区域」に変更した場合、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面において本発明を構成する活性区域の半導体層はある特定材料によって構成された特定の構造であることが記載済みであることから、元の請求項の記載が「ドーパ拡散区域」によりソース及びドレイン区域を構成する下位概念ではあるが、明らかに如何なるドーパ拡散区域がソース及びドレイン区域を構成できることを表示している。下位概念自体に含まれる限定条件の用語「拡散」を削除し、上位概念に変更した後であっても発明の技術的意義に影響を及ぼすことにならない。また、本事例の下位概

念は既に上位概念を開示したものと認められるため、この様な発明の限定拡大の限定条件の補正は認められる。

例 3：上位概念の「記録再生装置」を下位概念の「ディスク記録再生装置」に変更し、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に CD-ROM の光ディスク再生装置の実施例が記載されており、その他の記載内容の開示から、例えば、本発明は、記録再生装置執行指令を受けていない時、電力供給を調整して電池の消費量を減少する記載があるが、該発明は CD-ROM 光ディスク再生装置に通用できるだけでなく、同時に如何なるその他のディスク記録再生装置にも適用できることが明らかであるため、このような一部減縮の限定発明の限定条件の補正は許される。

例 4：上位概念の「加工パーツ」を下位概念の「矩形加工パーツ」に変更して、「矩形」という限定条件を追加した場合、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載されたガラス基板、チップ及びその他の加工物件は被覆装置によって薄膜を塗布しており、ほとんどの実施例で実質的に四方形の加工物件と表現しているが、典型的なガラス基板は明らかに矩形であるため、このような部分的減縮で発明の限定条件とする補正は許される。

(2) 請求項の数値限定の変更

- a. より広い範囲から実施例で限定されたより好ましい範囲に減縮する。例えば元の請求項に記載されたある化学方法の反応条件は $\text{pH}=6\sim 12$ であり、明細書の実施例で記述されたより好ましい範囲は $\text{pH}=6\sim 8$ である場合、 $\text{PH}=10\sim 12$ の反応条件が既に先行技術で公開されたものであれば、広範囲で限定された pH は新規性喪失となるので、請求項を $\text{pH}=6\sim 8$ に補正することは許される。但し、請求項を新たに $\text{pH}=6\sim 9$ と限定しなおす補正は明細書に $\text{pH}=6\sim 9$ の記載がないので、許されない。また、 $n=1\sim X$ の正整数である場合、その中の正整数が既に明確に記載されているので、広い範囲をその中のより好ましい範囲に限縮することは許される。
- b. 狭い範囲から実施例で限定されたより好ましい範囲に拡大する。例えば、元の請求項に、有効成分 X を含む瞬間凝固接着剤が記載されており、その特性は HLB 値（親水性—親油性平衡値） $9\sim 11$ となっているが、明細書の実施例で既に有効成分 X を含む数個の瞬間凝固接着剤の HLB 値範囲が $7.5\sim 11$ であるとの記載があった場合は、請求項を新たに HLB 値 $7.5\sim 11$ に限定しなおすと補正は許される。
- c. 請求項に記載された数値範囲の上限、下限値の変更については、次の 2

つの条件に同時に符合する場合、新規事項の導入には属さず補正が許される。(i)変更後の数値範囲の両極値がすでに明細書、特許請求の範囲又は図面に開示されている。(ii)変更後の数値範囲がすでに出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示された数値範囲内に含まれる。例えば元の特許請求の範囲に、ある温度 20°C~90°Cが記載されたほか、出願時の明細書又は特許請求の範囲に 20°C~90°C範囲内の特定値 40°C、60°Cと 80°Cが記載されている場合、特許請求の範囲の温度範囲を 40°C~80°C、60°C~80°Cまたは 60°C~90°Cに補正することは許される。

d. 具体的な数値を消極的表現にする補正。出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示されていない数値は新規事項であるが、その数値が先行技術であれば、例外的に除外する方法（例えば含まない、包括しない）で補正することを許す。例えば元の請求項にある数値 X1=600~10000 が記載されており、先行技術の範囲が X2=240~1500 であった場合、X1=600~1500 は X2 の一部と重なるため新規性喪失となる時、数値 1500 は出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に開示されていないので、その数値を含む X1=1500~10000 に請求項の数値を変更することはできない。但し、例外的に重複部分を除外した記載方式で、請求項に記載された数値の範囲を「X1>1500~10000」、または「X1=600~10000、但し、600~1500 を含まない」に補正することは許される。

e. 明らかな数値の誤記の補正（第9章「3.3.1 誤記の訂正」を参照）。

- (3) 請求項のある技術的特徴を、明細書の中の当該技術的特徴自体に対する記載の詳細な全体の組成または構造に置換すること。例えば：請求項の「交通信号装置」を明細書で記載された対応する「LED、パネル、タイマーで構成された信号灯」に置換する。
- (4) その他の関連する補正に対応するため、独立項のカテゴリ、対象の名称または技術的特徴を変更する
- (5) 付属項の従属関係または限定部分を変更して、専利法施行細則の関連規定に合致させ、正確に出願時の明細書に記載された実施方式または実施例を反映する。
- (6) 独立項に対してある技術的特徴または付加する技術的特徴を詳述して形成されたもう一つの独立項を、更に明確に、簡潔にさせるべく付属項の記載方式に書き直すこと。
- (7) 単一性の規定に合致する二の独立項を、同一内容の重複記載とならない様、請求項の記載を明確、簡潔にさせ、前項を引用する方式で、引用記載形式の独立項に書き換える。

- (8) 二部形式を分割なしにし、または分割のない記載形式を二部形式の記載形式に変更する。
- (9) 二部形式の記載形式で、特徴部分と先行技術共有の一部の技術的特徴を前言部分に書き換える。或いは前言部分の先行技術と異なる部分の技術的特徴を特徴部分に記載しなおす。
- (10) 元の請求項が、特定の機能により構造、材料または動作の技術的特徴を表示しており、即ち、手段機能用語またはステップ機能用語で特許請求の範囲を限定している時、該機能に対応する明細書で明確に記載されている構造、材料または工程に変更する。但し、補充された実施例は例外とする。
- (11) 明細書で開示された技術的特徴（形式的に記載された、及び形式的に記載されていないが、実質的にその意味が含まれている）で以って請求項の技術的特徴を取り換える。
- (12) 化学組成物の発明の請求項が原来開放式の接続語で記載されている時、封閉式の接続語記載に補正すること。

4.3 要約

要約は発明が開示する内容を簡潔に説明しなければならない、解決しようとする問題、問題解決の技術手段及び主な用途に限られ、その字数は 250 文字を超えないことを原則とする。化学式を有する場合、発明の特徴を最もよく表している化学式を開示しなければならない。このほか、要約には商業的宣伝用語を記載してはならない。前述の規定に符合しない場合、出願人に期限を設けて補正を通知することができ、或いは職権により補正した後に出願人に通知することができる。

要約の補正は出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示した範囲を超えてはならない。例えば明細書にすでに各種の化学式が開示済みであれば、発明の概要において発明の特徴を最もよく表している化学式に補正することができる。

4.4 図面

出願人は当該発明の技術的特徴を最もよく表わすことのできる図を代表図として指定し、その主な符号を列記して簡単な説明を加えなければならない。図面の開示方式が規定に合致しない、または開示不十分の時は、審査意見通知書をもって出願人に期限を定めて応答するよう通知しなければならない。出願人は図面を補正する場合、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を超えてはならない。例えば、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面でペン型レーザーポインターの正面形状のみが開示され、ペン先の横断面の形状

が開示されていない場合、レーザーペン先の横断面が円形、弧形、星形等各種形状によって、射出されるレーザー光を異なる図案となる可能性があるが、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面にそれらの形状が開示されていないので、図面を補正して該レーザーペン先の横断面形状が弧形であることを追加した場合、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を超えることとなる。また、例えば特許請求の範囲に既に半導体エレメントの寸法が明確に記載されており、明細書においても使用された機械及び測量時の所在位置も記載されている場合、当該発明が属する分野における通常の知識を有する者が、その寸法の数値は、測量する時に使われた機械及び測量の時の所在位置と大きな関連性があることを理解することができれば、その機械の増加及び位置の図面の補正は認められる。

以下に挙げる補正は、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を越えていない。

- (1) 特許請求の範囲、または明細書にすでに技術的特徴または実施例が記載されているが図面で開示していない場合、図面への追加は認められる。
- (2) 出願時の明細書で挙げられた先行技術を出願に係る発明の先行技術とより近いものに補正することが許された場合、元の図面での先行技術の図面をそれに対応して出願の発明により近い図面に補正する。
- (3) 出願時の明細書が発明自体に関係ないことを原則として、出願前に既に公知されている先行技術を追加補正した場合、図面に対応する当該先行技術に関する図面を追加する。
- (4) 工程製図方法を参照せずに製図された図面を、規定に合致するよう補正する。
- (5) 図面の補正した部分が、出願時の明細書の文言説明で既に明白に表現されている。
- (6) 出願時の明細書の文言説明で明白に表現されていないもの、または、文言だけで明細書の内容を十分に表現することができないが、当該発明が属する分野における通常の知識を有する者が出願時の明細書の文言から直接的且つ一時的に知ることができる場合、発明のそれぞれの技術的特徴及びその構成された技術手段の直接理解に役立つよう図面を補正することができる。
- (7) 図面における部品の符号と出願時の明細書または補正後の明細書が一致しない時、改めて番号を編集し直す。
- (8) 図面における図面番号が出願時の明細書または補正後の明細書での図面の簡単な説明と一致しない時は、改めて番号を編集し直す。
- (9) 図面で開示された技術内容に関連する文字を明細書中に編入し、または図

面での必要としない用語と註記を削除する。

- (10) 図面（または写真）が小さすぎる時、明細書で既に明確に記載されている状況の下で、図面（または写真）の局部構造を更に明白にするため、局部構造の拡大図を追加し、または拡大した全図（または写真）に取り換える。
- (11) 補正によって明細書のある内容が削除された場合、同時に対応する図面を削除する。但し、図面に対応する余分の削除が難しい時は、保留することを容認する。
- (12) 図面編集番号の Fig 1 を第一図、図一または図 1 に補正する。
- (13) 上下、左右逆さの図面を正確な図面に補正する。

5. 許可されない補正

5.1 許可されない追加

- (1) 出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で既に明確かつ十分に開示されており、さらに再度出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載されていない技術手段を追加する。例えば、ある物品の構造の発明特許で、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面には該物品の外部形状のみ明確かつ十分に開示しており、補正で物品の内部構造の叙述を追加した。また、例えば出願時の明細書で既にある化学物質を明確かつ十分に開示していたが、その化学物質の製法を記載していなかったため、補正でその製法を追加した。
- (2) 不明確、開示内容が不十分な出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面について、明確かつ十分に開示した技術内容を追加して、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した発明内容の実施の根拠とできるようにするが、当該技術内容は、当該発明が属する分野における通常の知識を有する者が、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面の記載事項から直接的且つ一義的に知ることのできないものである場合、新規事項の導入となる。
- (3) 通常の知識に属する技術の追加が、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で明確に記載されたものに属さず、且つ当該発明が属する分野における通常の知識を有する者が出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載された事項に基づいても、直接的且つ一義的に知ることができない場合。

例えば、電柱登上用携帯式梯子であって、梯子本体をねじり動かしながら移動することができ、補正により梯子の頂部に特殊構造のフックを追加して、梯子本体をねじり動かす時に電柱をきつく挟める、或いは緩めてより安全を期するものにした場合、該フックは通常の知識であっても、出願時

の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載されていないもので、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者でも直接的かつ一義的に知ることができるものでない場合、そのフック構造の追加は、新規事項の導入となる。

- (4) 当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載された事項から直接的かつ一義的に知ることのできない用途または効果の追加。

例えば「殺虫用農薬」であって、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面には除草剤の用途の記載がないが、補正により「殺虫用農薬及び除草剤」とした。

- (5) 出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で言及されなかった付加成分を追加し、出願時になかった特殊効果を導入した。
- (6) 追加された技術的特徴が図面を測量して得られた寸法の数値。
- (7) 図面を追加したが、その図面で表示された内容が出願時の明細書で開示されていない。

5.2 許可されない削除

- (1) 明細書からある内容を削除し、その結果発明の対象が変更になり、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を越えた場合。

例えば、ある複数層の積層板であって、その明細書に記載された実施例の構造は外層がポリエチレンで、その外層のポリエチレンの叙述を削除したことで、補正後の積層板が原来の積層板と全く違うものになった。

- (2) 元の請求項の一部の技術的特徴を削除して、限定条件は少なくなったが、該技術的特徴が明細書及び図面ですでに特許出願の発明に不可欠なものと明確に認められており、その結果発明の対象が変更になり、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に開示された範囲を超える場合。

例えば：「リブ付き壁板」の一部の必要な技術的特徴の「リブ付き」を削除して「壁板」に補正したが、後者は出願時の明細書及び図面に開示されておらず、また原来のリブ付きに限られていた壁板が各種の壁板に拡大されることになった場合。

- (3) 手段機能用語またはステップ機能用語で示される請求項と、性質、機能、効果、用途のみによって明確に特定できる請求項について、そのうちの特許出願に不可欠であると認められる性質、機能、効果、用途等の用語を削除し、その結果発明の対象が変更になり、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を超える場合。

5.3 許可されない変更

- (1) 上位概念の発明を下位概念の発明に変更し、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に該下位概念の発明が記載されておらず、且つ当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者でも出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載された事項から直接的且つ一義的に知ることのできない場合。

例えば出願時の明細書に記載された上位概念の「波動 (wave motion) で照射」を下位概念の「低線量X線照射」に変更したが、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面には、波動照射の装置測量材料集中応力の分布状況のみが記載され「低線量X線照射」の記載がなく、且つ波動照射の方法として、低線量X線照射以外にさらに例えば超音波走査顕微鏡等を使用する事項を含む可能性があり、「低線量X線照射」は補正前に明確に定義された特定事項でないので、直接的且つ一義的に知ることのできるものでない場合。

- (2) 発明のカテゴリを変更し、当該異なるカテゴリの発明の内容が出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載されておらず、且つ当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載された事項から直接的且つ一義的に知ることができない場合。
- (3) 明細書または特許請求の範囲の一部の技術的特徴を変更し、変更された後の技術内容が出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を超えている場合。

例えば、あるアッシュセラムサイトの加熱窯炉焼結設備であって、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面には「加熱窯炉壁は中に保温層の内・外壁が設置されている」のみが記載されており、その中の保温層を「高温蒸気通路」に補正したが、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載された事項から、直接的且つ一義的にその内・外壁の中に実は高温蒸気通路があることを知ることができない場合。

また、例えば、自動缶シーマーの構造について、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面には「回転盤上方中央に4段のカム装置で八台の巻きアーム装置と対応する」とだけ記載されていたところ、補正により「三段のカム装置」及び「六台の巻きアーム装置」に変更した。カム装置と巻きアーム装置はそれぞれ異なる数で組合せられるかもしれないことから、「三段のカム装置」と「六台の巻きアーム装置」の事項について、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が出願時の明細書、特許請求

の範囲、又は図面に記載された事項から直接的且つ一義的に知ることができない場合。

- (4) 特許請求の範囲の一部の技術的特徴の用語を出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を超える事項に置換した場合、たとえ該事項がその発明が属する技術分野における先行技術であっても、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に明確に記載され、または示唆された特定の事項でないため、置換した結果、出願の対象及び発明が解決しようとする問題を変更したことになる。

例えば、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に「金属」のみが記載されており、その「金属」を「炭素繊維複合材料」に置換した場合、後者は先行技術に属するが、前者で明確に記載または示唆された特定事項でなく、たとえ出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に「金属及び強度近似の複合材料」が記載されていても、強度近似の複合材料は炭素繊維以外に、ガラス繊維、ホウ素繊維等の材料があり、「炭素繊維複合材料」は明確に記載または示唆された特定事項でないので、「金属」を「炭素繊維複合材料」に置換することは新規事項の導入となる。

- (5) 技術性を有しない発明（即ち、発明の解決する問題の手段が技術分野の技術手段と関連がなく、発明の定義に符合しないもの）を技術性のある発明に変更する場合。
- (6) 実施できない発明を補正によって実施できる発明の技術内容にした場合。例えば：ある手作業用器具の特許出願であるが、出願時の明細書及び図面の記載内容では操作使用できないものを、補正で実施可能な操作のステップに変えることで、その変更内容は出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載されていないもので、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者でも出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載された事項から直接的且つ一義的に知ることができない場合。
- (7) 不明確な内容を明確な内容に改めたことにより新規事項が導入された場合。例えば、ある合成高分子化合物の特許出願で、出願時の明細書には「より高い温度」の反応条件下で重合反応することのみが記載されており、出願人が審査意見通知書で引用例とされた先行技術に 50℃で同様な重合反応が行なわれていることを知り、出願時の明細書中の「より高い温度」を「50℃より高い温度」に補正。この「50℃より高い温度」が「より高い温度」に包含されるものであっても、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面から、より高い温度に含まれる意味が、「50℃より高い温度」のみに限定されているものと理解することができないので、このような補正は新規事項の導入

となる。

- (8) 化学物質の発明について、最初は物理または化学性質で限定していたが、その後該物質の化学構造式を知りえたため、更に当該化学構造式を追加した場合。
- (9) 引用例の先行技術を回避するために特許請求の範囲を限縮し、補正後の特許請求の範囲が出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を超えていないものの、出願時の明細書でサポートすることができず、又は出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面の一部内容と抵触する場合。

6. 審査の注意事項

- (1) 出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に二つ以上の一致しない事項があった場合、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者にとって出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面から明らかにどれが正確かを理解することができる時は、不正確な事項を正確な事項に補正することが許される。また、出願時の明細書と図面の間で一致しない事情がある場合もそれを一致させるように補正すべきである。

出願時に外国語による明細書、図面で先に出願し、指定期間内に外国語明細書の範囲を越えずに中国語版を補正したもの（第8章第2.2節を参照）については、その後当該中国語版の補正があった時、その補正がはたして出願時の明細書、図面で開示された範囲を逸脱しているかを判断する場合、その中国語版を対比の基礎としなければならない。

- (3) 出願人から提出された補正が、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を超えている時、審査意見通知書をもって出願人に通知しなければならないが、出願人の応答理由が成立しない又は再度補正を提出しない場合には、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に開示された範囲を超えているとして拒絶査定とすることができる。
- (4) 出願人が補正書のみを提出し、その補正内容について理由を述べず、または出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面の補正箇所を示していないために、審査官が当該補正の内容と出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面との間で対応関係を確認できない場合は、当該補正内容が出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を超えていると認めることができる。
- (5) 出願人が明細書、特許請求の範囲、又は図面について多数回の補正をした

場合、最終回の補正書を出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面と照合し、その補正が出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に開示された範囲を超えていないかの判断を下す。しかし、出願人が異なる補正内容を多数回提出した場合は、順次審査しなければならない。

- (6) 優先権証明書に記載された事項は、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面の一部に属さないため、補正が出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面で開示された範囲を超えているかを比較する根拠にはできない。
- (7) 出願人が補正時に発明の新しい効果、新用途、新実験データ、新実施例を追加し、または明細書、特許請求の範囲、又は図面自体に対する補正でなく、技術内容と関係のある補充資料を提出するものである時、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載して特許請求の範囲の補正の根拠としてはならず、また本章で述べた補正事項にも属さず、当該資料は特許要件の審査の参考としてのみ用いることができる。

7. 事例の説明

事例 1. 上位概念を下位概念に補正－特許請求の範囲の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

油性固形化粧組成物

【特許請求の範囲】

1. 油溶性高分子物質、沸点が 280℃以下の揮発性油溶液及び固形潤滑油を主な成分として含む油性固態化粧組成物。
2. 油溶性高分子物質がビニルモノマー、と炭素数 8 以上のアルキル基との共重合体である、請求項 1 の組成物。
3. 油溶性高分子物質はポリイソプレン、エチレン－プロピレンゴム、エチレン－ビニルアセテートコポリマー、ポリブタジエンから選ばれたゴム類重合体の油溶性高分子物質からなる、請求項 1 の組成物。

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

(同様)

【特許請求の範囲】

油溶性高分子物質、沸点が 280℃以下の揮発性油溶液及び固形潤滑油を主な成分として含有する油性固態化粧組成物であって、前記油溶性高分子物質がビニルモノマー、と炭素数 8 以上のアルキル基からなる共重合体、及びポリイソプレン、エチレン－プロピレンゴム、エチレン－ビニルアセテートコポリマー、ポリブタジエン等のゴム質重合体に類似するものから選ばれることを特徴とする。

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に開示された範囲を超えていない。

【説明】

補正後の請求項に記載した事項は既に補正前の明細書に記載されており、「油溶性高分子」は補正前の請求項 1 で限定した発明事項であり、また、「ビニルモノマー、と炭素数 8 以上のアルキル基との共重合体」又は「ポリイソプレン、エチレン-プロピレンゴム、エチレン-ビニルアセテートコポリマー、ポリブタジエンから選ばれたゴム類重合体」はそれぞれ既に補正前の明細書の特許請求の範囲の請求項 2 及び請求項 3 に記載されているため、補正は新規事項を導入していない。

事例 2. 上位概念を下位概念に補正－特許請求の範囲の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

熱可塑性樹脂組成物

【特許請求の範囲】

熱可塑性樹脂 100 重量部に対して、リン酸エステル 50～200 重量部配合した、難燃性に優れた熱可塑性樹脂組成物。

【明細書】

...本願におけるリン酸エステルは熱可塑性樹脂の難燃性を改善するのに有効である。...熱可塑性樹脂としてはポリエステル、ポリアミド等が例示される。

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

(同様)

【特許請求の範囲】

縮合系の熱可塑性樹脂 100 重量部に対して、リン酸エステル 50～200 重量部配合した、難燃性に優れた熱可塑性樹脂組成物。

【明細書】

(同様)

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に開示され範囲を超える。

【説明】

補正後の請求項は、上位概念の「熱可塑性樹脂」を出願時の明細書に記載されていない下位概念の「縮合系の熱可塑性樹脂」に補正したものである。しかし、「熱可塑性樹脂」は「縮合系の熱可塑性樹脂」以外に、更に他の樹脂も包括しており、かつ、「ポリエステル樹脂、及びポリアミド樹脂」の上位概念は更に鎖状熱可塑

性樹脂、熱可塑性合成樹脂などを有しており、補正後の「縮合系熱可塑性樹脂」は出願時の明細書等に記載されていた「熱可塑性樹脂」、及び「ポリエステル樹脂及びポリアミド樹脂」から直接的且つ一義的に知ることができると認められない。従って、補正により新規事項を導入したものと認める。

事例 3. 上位概念を下位概念に補正・明細書の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

電子制御式ゲーム機

【特許請求の範囲】

.....電子式ゲーム機。

【明細書】

.....従来のゲーム機を操作する時、遊技者は遊技媒体（たとえばコインおよび球）を投入してゲームを行い、ゲーム機は遊技媒体を賞品として排出することができる。

.....本願発明のゲーム機は遊技媒体（例えばコイン及びその他のもの）を投入し、.....その実施例は遊技媒体としてコインを使用するコインゲーム機であり、当該ゲーム機は遊技媒体として球を使用することも可能である。

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

(同様)

【特許請求の範囲】

(同様)

【明細書】

.....従来のゲーム機を操作する時、遊技者は遊技媒体（たとえばコインおよび球）を投入してゲームを行い、ゲーム機は遊技媒体を賞品として排出することができる。

.....本願発明のゲーム機は遊技媒体（例えばコイン及びその他のもの）を投入し、.....その実施例は遊技媒体としてコインを使用するコインゲーム機であり、当該ゲーム機は遊技媒体として球又は現金をデポジットしたゲームカードを使用することも可能である。

【結論】

当該補正は、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に開示された範囲を超える。

【説明】

出願時の明細書に記載された上位概念の用語「遊技媒体」はコイン及び球のみを

例示しているが、「遊技媒体」という語を詳細に分析すると、「現金紙幣、コイン数、現金金額を記憶させたメモ리카ード」、又は「コイン数、球または金額が記憶されたゲームカード」などの概念も含まれる。しかしながら出願時の明細書に記載された「遊技媒体」の上位概念は直接的かつ一義的に、補正された「球を使用するもの、あるいは金額をデポジットしたゲームカード」の下位概念まで限定することができない。

事例 4. 上位、下位概念の変更—特許請求の範囲の補充補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

消化器治療薬

【特許請求の範囲】

請求項 1 シメチジン (Cimetidine) 拮抗薬から組成した消化器治療薬。

請求項 2 ヒスタミン H₂ 受容体拮抗薬 (histamin H₂ antagonist) から組成した、請求項 1 に記載の消化器治療薬。

【明細書】

.....

本願発明の薬剤は、消化器にその効果を発揮する。その使用方法はヒスタミン H₂ 受容体拮抗薬と同一である。

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

(同様)

【特許請求の範囲】

シメチジン (Cimetidine) 拮抗薬から組成した消化性潰瘍薬。

【明細書】

(同様)

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した範囲を越える。

【説明】

補正後の請求項に記載されている「消化性潰瘍薬」は補正前の「消化器治療薬」の下位概念である。「消化器治療薬」は、例えば胃腸の消化を助ける薬物、及び胃腸の潰瘍の痛みを緩和する薬物を同時に包括するものであるが、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面には当該治療効果又は用途を開示しておらず、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者でも、上位概念の「消化器治療薬」から下位概念の「消化性潰瘍薬」を直接的かつ一義的に知り得るこ

とができない。

補正後の請求項に記載されている「消化性潰瘍薬」は、補正前の「ヒスタミン H₂ 受容体拮抗薬」の上位概念であるが、その他の薬物、例えば「胃分泌抑制剤」も「ヒスタミン H₂ 受容体拮抗薬」の上位概念であり、「消化性潰瘍薬」は出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に開示された事項ではない。従って、当該発明が属する分野における通常の知識を有する者が、下位概念の「ヒスタミン H₂ 受容体拮抗薬」から上位概念の「消化性潰瘍薬」を直接的かつ一義的に知ることができない。

事例 5. 下位概念を上位概念に補正—明細書の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

螺旋ばね支持体

【特許請求の範囲】

.....螺旋ばね支持体。

【明細書】

.....螺旋ばね支持体。

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

(同様)

【特許請求の範囲】

(同様)

【明細書】

.....螺旋ばねなどの弾性部品を含む支持体。

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に開示された範囲を超える。

【説明】

特許請求の範囲及び図面は、補正前、後ともに変化がないが、出願時の明細書の発明の内容に記載されている「螺旋ばね支持体」(下位概念)が補正により、「螺旋ばねなどの弾性部品を含む支持体」(上位概念)になることは、下位概念の発明を補正して上位概念の発明にすることに属するものであり、特許請求の範囲及び図面の内容は依然として螺旋ばね支持体を具体的に限定していても、発明の説明の内容が元の具体的な螺旋ばね支持体から、補正により全ての弾性部品を含むよう拡大されるため、新規事項の導入とされる。

事例 6. 二段式特許請求の範囲の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

○○装置

【特許請求の範囲】

A、B、Cを含む、○○装置であって、その中で、
Aが……（Aの内容及び連結関係を具体的に叙述する）、改良された箇所は、
……
Bが……（Bの内容及び連結関係を具体的に叙述する）、
Cが……（Cの内容及び連結関係を具体的に叙述する）である。

【明細書】

……（A、B、Cの内容及び連結関係を具体的に叙述する）、
……。

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

（同様）

【特許請求の範囲】

A、B、Cを含む、○○装置であって、その中で、
Aが……（Aの内容及び連結関係を具体的に叙述する）、
Bが……（Bの内容及び連結関係を具体的に叙述する）、改良された箇所は、
……
Cが……（Cの内容及び連結関係を具体的に叙述する）である。

【明細書】

（同様）

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した範囲を超えていない。

【説明】

補正後の請求項は、本来特徴の一部を前言部分に入れ替えたもので、補正後は新規事項を導入することにはならない。

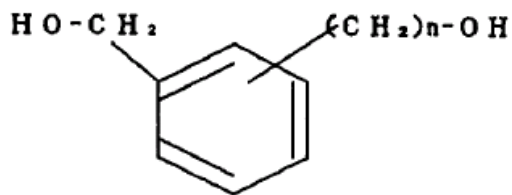
事例7. 数値限定の変更—マーカッシュ形式の特許請求の範囲の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

フルオロベンジルアルコール（Fluorobenzyl alcohol）

【特許請求の範囲】



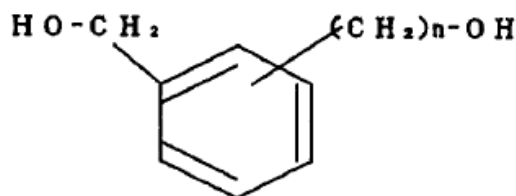
..... n は 2 ~ 5 の整数.....

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

(同様)

【特許請求の範囲】



..... n は 3 ~ 5 の整数.....

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した範囲を越えていない。

【説明】

「n は 2 ~ 5 の整数」という記載と「n は 2、3、4 或いは 5」という記載は表現方法に違いがあるものの、意味は同一である。同様に「n は 3 ~ 5 の整数」という記載と「n は 3、4 或いは 5」という記載の意味も同一である。本事例で言うと、「n は 2、3、4 或いは 5」という記載を「n は 3、4 或いは 5」とする補正は、選択肢の一部を削除したに過ぎず、削除後の事項は補正前の明細書にすでに記載された事項であると認められるため、「n は 2 ~ 5 整数」という記載を「n は 3 ~ 5 の整数」とする補正は、新規事項の導入にはならない。

事例 8. 数値限定の変更—特許請求の範囲の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

中空微小体 (hollow micro body)

【特許請求の範囲】

200 ~ 10000 μm の実質的な直径、及び 0.1 ~ 1000 μm の実質的な厚さを有する、中空微小ガラス球。

【明細書】

.....当該微小ガラス球は、最終用途によって、異なる直径及び厚さとすることができ、直径の 200～10000 μm は、500～6000 μm が最も好ましく、厚さの 0.1～1000 μm は、0.5～400 μm が最も好ましい。

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

(同様)

【特許請求の範囲】

500～6000 μm の実質的な直径、及び 0.5～400 μm の実質的な厚さを有する、中空微小ガラス球。

【明細書】

(同様)

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した範囲を越えていない。

【説明】

補正前の明細書に記載されている中空微小ガラス球の直径及び厚さの数値範囲を出願時の明細書にすでに明確に記載されていた「最も好ましい範囲」の数値に補正することは、補正後の数値範囲は補正前の明細書に記載済みの事項と一致するため、新規事項の導入ではない。

事例 9.数値限定の変更－特許請求の範囲の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

安定化されたレゾルシン配合剤 (stabilized resorein compounding agent)

【特許請求の範囲】

粘土鉱物をベースとするレゾルシン配合剤に乳酸を 0.001～2 重量%添加してなる安定化されたレゾルシン配合剤。

【明細書】

乳酸の配合剤としては、0.05～2 重量%の数値が予期できるものである。(0.1 重量%、1 重量%という値は記載されていない。)

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

(同様)

【特許請求の範囲】

粘土鉱物をベースとするレゾルシン配合剤に乳酸を 0.1～1 重量%添加してなる安定化されたレゾルシン配合剤。

【明細書】

(同様)

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した事項の範囲を越えている。

【説明】

0.1 重量%、1 重量%という数値のいずれも補正前の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載されておらず、また、その数値範囲を「0.1～1 重量%」と特別に指定されていない。上記 0.1～1 重量%の数値の限定は、補正前の明細書、特許請求の範囲、又は図面に開示された事項から直接的かつ一義的に知り得ることのできるものではないため、補正により新規事項が導入されたものに属する。

事例 10. 数値限定の変更・特許請求の範囲の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

感圧接着剤組成物

【特許請求の範囲】

架橋性アクリル酸ポリマーと、多官能架橋剤と、多官能アクリレートとを含む感圧接着剤組成物。

【明細書】

…実施例 1 に記載の感圧接着剤組成物 a は、室温下で測定した粘度が 3,500cP であり、実施例 2 に記載の感圧接着剤組成物 b は、室温下で測定した粘度が 10,000cP であった。

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

(同様)

【特許請求の範囲】

架橋性アクリル酸ポリマーと、多官能架橋剤と、多官能アクリレートとを含み、室温下で測定した粘度が 3,500cP～10,000cP である感圧接着剤組成物。

【明細書】

(同様)

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面で開示された範囲を超える。

【説明】

補正前の明細書、特許請求の範囲又は図面には 2 つの実施例の感圧接着剤組成物の粘度がそれぞれ 3,500cP と 10,000cP であることが記載されているが、当該ポリマーの粘度の範囲が開示されていない。当該 3,500cP～10,000cP の数値

範囲の限定は、補正前の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示された事項から直接的かつ一義的に導き出すことができないため、補正による新規事項の導入となる。

事例 11. 数値限定の変更-特許請求の範囲の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

感圧接着剤組成物

【特許請求の範囲】

架橋性アクリル酸ポリマーと、多官能架橋剤と、多官能アクリレートとを含み、室温下で測定した粘度が 3,500cP～10,000cP である感圧接着剤組成物。

【明細書】

…感圧接着剤組成物の室温下で測定した粘度は 3,500cP～10,000cP であると記載されている。また実施例には感圧接着剤組成物の室温下で測定した粘度は 12,000cP であったと記載されている。

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

(同様)

【特許請求の範囲】

架橋性アクリル酸ポリマーと、多官能架橋剤と、多官能アクリレートとを含み、室温下で測定した粘度が 3,500cP～12,000cP である感圧接着剤組成物。

【明細書】

(同様)

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示された範囲を超える。

【説明】

補正前の明細書、特許請求の範囲又は図面には、接着剤組成物の室温下で測定した粘度の範囲は 3,500cP～10,000cP であると記載され、接着剤組成物の室温下で測定した粘度は 12,000cP であると実施例に記載されている。当該 10,000cP～12,000cP の数値範囲は、出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示された数値範囲内に含まれず、補正前の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示された事項から直接的かつ一義的に導き出すことができないことから、粘度範囲を 3,500cP～10,000cP から 3,500cP～12,000cP に補正することは、新規事項の導入になる。

事例 12. 効果を増加するための構成変更—特許請求の範囲及び明細書の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

パチンコ玉計数装置

【特許請求の範囲】

パチンコ玉の直径より一回り大きな内径を有する円筒の一部に設けた小穴に、パチンコ玉が上記円筒内を移動するたびに押し下げられる部材を挿入し、上記部材の押し下げ回数を計数する機構によりパチンコ玉の計数をする装置。

【明細書】

.....本願発明は、パチンコ玉の直径より一回り大きな内径を有する円筒内に、パチンコ玉を通過させるので、パチンコ玉1個の通過に対応して、押し下げ部材が1回押し下げられるので、正確に計数することができる。実施例によれば、押し下げ部材の頂部が斜面に形成されているので、パチンコ玉が傷つきにくい。

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

(同様)

【特許請求の範囲】

パチンコ玉の直径より一回り大きな内径を有する円筒の一部に設けた小穴に、パチンコ玉と接触する頂部が斜面に形成されパチンコ玉が上記円筒内を移動するたびに押し下げられる部材を挿入し、上記部材の押し下げ回数を計数する機構によりパチンコ玉の計数をする装置。

【明細書】

.....本願発明は、パチンコ玉の直径より一回り大きな内径を有する円筒内にパチンコ玉を通過させるので、パチンコ玉1個の通過に対応して、押し下げ部材が1回押し下げられるので、正確に計数することができ、さらに、押し下げ部材の頂部が斜面に形成されているので、パチンコ玉が傷つきにくい。

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した範囲を越えていない。

【説明】

補正は出願時の明細書に実施例として記載されていた事項を発明として請求項に記載したものである。このほか、補正後の実施例に記載された発明の効果は補正されたが、その発明の効果は、補正前の明細書にすでに記載されていた事項である。従って、このような補正は新規事項を導入していない。

事例 13. 効果の追加—明細書の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

アンテナ付き自動車用ウインドガラス

【特許請求の範囲】

ウインドガラスの表面全体にわたってアンテナとして機能する透明導電性薄膜が設けられており、この透明導電性薄膜は、アンテナアンプを介して自動車用ラジオ装置およびアンテナの電源に接続されていることを特徴とするアンテナ付き自動車用ウインドガラス。

【明細書】

.....以上の如く、透明導電性薄膜はアンテナとヒータの機能を兼ね備える。

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

(同様)

【特許請求の範囲】

(同様)

【発明の詳細な説明】

.....以上の如く、透明導電性薄膜はアンテナ、ヒータ及び熱線遮蔽の機能を兼ね備える。

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した範囲を越えている。

【説明】

補正によって、透明導電性薄膜が熱線遮蔽の機能も有することを追加した。しかし、たとえ透明導電性薄膜に熱線遮蔽機能があることが周知であったとしても、補正前の明細書、特許請求の範囲、又は図面には熱線遮蔽機能は開示されていないため、当該事項は補正前の明細書、特許請求の範囲、又は図面から直接的かつ一義的に知り得ることができないものと認められないため、補正後の明細書は新規事項を導入したものに属する。

事例 14.構成及び効果の追加－明細書の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

熱溶接方法

【特許請求の範囲】

熱可塑性樹脂基板に円錐状の突起面を設置して、前記突起部分に定着板を嵌め込み、並びに円錐状の突起部分の加熱棒に押し入して、更に加圧接合する、熱溶接方法。

【明細書】

.....本発明は上記の技術内容を有するため、熱可塑性樹脂基板の円錐状の突起部分が軟化されて定着板を固定することで熱可塑性樹脂基板上の定着板を強固的に固定する。

【図面】

.....（加熱棒の突起部分に環状構造を開示した）

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

（同様）

【特許請求の範囲】

（同様）

【明細書】

.....本発明は上記の技術内容を有するため、熱可塑性樹脂基板の円錐状の突起部分が軟化されて定着板を固定することで熱可塑性樹脂基板上の定着板を強固的に固定する。このほかに、加熱棒の突起部分の周りに設置した環状部分は、加熱棒の加圧により、変形形状の変化が均一になる効果を有することができる。

【図面】

（同様）

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した範囲を越えていない。

【説明】

補正後の明細書に環状部分を設置した加熱棒の構造及びその効果の追加は、出願時の明細書に開示されていない特殊な効果を生じることができる。出願時の明細書には文字記載により当該環状部分の効果を叙述していないが、当初の図面の加熱棒が既に環状部分を開示しており、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者がその図面に開示された内容から直接的かつ一義的に当該構造及び効果を知ることができるため、これは新規事項を導入していない。

事例 15.構成の追加—特許請求の範囲の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

杭圧入引抜機

【特許請求の範囲】

既設杭を挟持した状態で新たな杭を順次圧入して杭列を形成する本体と、前記杭列の進行方向と一致するように設定されたガイド面を有して前記本体に取り付けられ、前記ガイド面に沿って新たな杭の圧入を案内するガイド板とを備えている杭圧入引抜機。

【明細書】

.....この杭圧入引抜機の本体は、複数の既設杭を挟持する複数のクランプと、新たな鋼管杭を圧入するチャックとを備えており、更に、該本体には、ガイド板が取り付けられている。このガイド板は新たな杭を圧入する際に案内を行うものであり、ガイド板の一方の側面がガイド面となっている。ガイド面は施工すべき杭列のラインの進行方向に合わせて設定されるものであり、新たな杭はこのガイド面を摺動しながら地盤に圧入される。また、上記ガイド板上の先端部分には、レーザー発振器が取り付けられており、そのレーザー発振器からレーザー光が出射する。符号は施工すべき杭列のラインであり、このラインの終端にはレーザー光を受光する受光器等のターゲットが配置されている。

かかる本実施例では、上記レーザー発振器から出射したレーザー光がターゲットに入射するように、ガイド板の本体に対する取り付け位置を選定する。これによりガイド板が杭列のラインと一致するため、そのガイド面が杭及びを案内しながら圧入できる。

.....該レーザー発振器から出射されるレーザー光線は直進する特性を有するので、この特性を利用することにより、ガイド板を常に杭列のラインに一致させて杭圧入の法線出しを、簡単かつ精度良く行うことができる...

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

(同様)

【特許請求の範囲】

既設杭を挟持した状態で新たな杭を順次圧入して杭列を形成する本体と、本体に取り付けられ新たな杭の圧入をガイドするガイド板を備え、前記ガイド板上にはレーザー発振器が設けられ、前記杭列のラインの終端に配置されたターゲットにレーザー光が入射するように、前記ガイド板の本体に対する取り付け位置を選定可能としたことを特徴とする杭圧入引抜機。

【明細書】

(同様)

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した範囲を越えていない。

【説明】

補正前の明細書には、「レーザー発振器から出射されるレーザー光線は直進する特性を有するので、この特性を利用することにより、ガイド板を常に杭列のラインに一致させて杭圧入の法線出しを、簡単かつ精度良く行うことができる。」と記載されている。当該記述から、当該発明が属する技術分野における通常の知識

を有する者であれば、(補正後の)レーザー発振器が当該ガイド板上に設置された機能を理解できる(設置された位置に関わらず)ため、補正後の請求項の記載と補正前の明細書の記載はどちらもすでに「ガイド板上の先端に取り付けられたレーザー発振器」を考慮していることが分かる。

更に、補正前の明細書では、「ガイド板上に取り付けられたレーザー発振器」と認定できることから、補正後の請求項に記載された事項は、補正前の明細書に開示されたものであるため、新規事項の導入にはならない。

事例 16.構成を追加する一明細書の補正

補正前の明細書：

【発明の名称】

排紙装置

【明細書】

.....用紙は軸上のローラーとローラーに相対するガイドとの間に挟持搬送される。当該用紙はガイドをローラーの外周面よりも軸心方向へ入り込ませるように配置することにより用紙を波打たせて腰付けを行う。

【図面】

..... (ローラーとガイドを軸方向において交互に配置することを開示)

補正後の明細書：

【発明の名称】

(同様)

【明細書】

.....用紙は軸上のローラーとローラーに相対するガイドとの間に挟持搬送される。当該用紙はローラーとガイドを軸方向において交互に配置することで、また、ガイドをローラーの外周面よりも軸心方向に入り込ませるように配置することにより用紙を波打たせて腰付けを行う。

【図面】

(同様)

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した範囲を越えていない。

【説明】

補正後の明細書で追加された記述「ローラーとガイドを軸方向において交互に配置する」は、補正前の図面に開示された「ローラーとガイドを軸方向において交互に配置する」と明細書中の「ガイドをローラーの外周面よりも軸心方向へ入り込ませるように配置することにより用紙を波立たせる」旨の記載とから直接のかつ一義的に知ることができるため、補正後に新規事項を導入していない。

事例 17.構成の追加—特許請求の範囲及び明細書の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

自動点滅装置

【特許請求の範囲】

照明灯光の一部を受ける遅動性光導電素子によって作動される継電器により接点駆動して照明灯回路を開閉することを特徴とする自動点滅装置。

【明細書】

(Es) は直流電源である。バイメタルスイッチ等による点滅とは異なり、機械接点ではないから故障が少ない。また、光導電素子あるいは継電器の応答特性を変化させることにより明滅周期を変えることができる。

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

(同様)

【特許請求の範囲】

照明灯光の一部を受ける遅動性光導電素子によって作動され、並列可変コンデンサを有する継電器により接点駆動して照明灯回路を開閉することを特徴とする自動点滅装置。

【明細書】

..... (Es) は直流電源である。バイメタルスイッチ等による点滅とは異なり、機械接点ではないから故障が少ない。また、光導電素子あるいは継電器の応答特性を変化させることにより明滅周期を変えることができる。..... また、可変コンデンサを継電器に並列接続した場合、容量を制限できることから容易に調整できる。

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した範囲を越えている。

【説明】

補正により「可変コンデンサを継電器に並列接続した場合、容量を制限できることから容易に調整できる」の記述を追加したことは、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者であれば、明滅周期を変化させるための手段として継電器に可変コンデンサを並列接続すれば、その応答特性を変えることができ、かつ容易に調整できる固有な効果が得られることを知っている。しかしながら、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面には、可変コンデンサを並列に接続することは開示されていないため、補正後に新規事項を導入したことに属する。

事例 18.構成の変更—特許請求の範囲及び明細書の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

緩衝部材

【特許請求の範囲】

合成樹脂等の緩衝材料からなる押出成型品を折り曲げて所要形状とし、該所要形状を保つための折曲状態固定装置を設けた緩衝部材。

【明細書】

.....軟質の合成樹脂からなる押出成型品の折曲部は折曲状態固定装置によりその形状が保持される。

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

(同様)

【特許請求の範囲】

合成樹脂等の緩衝材料からなる押出成型品を折り曲げて所要形状とし、該所要形状を保つための折曲状態固定装置を設け、該折曲箇所を跨いで接着テープを接着した緩衝部材。

【明細書】

.....軟質の合成樹脂からなる押出成型品の折曲部は、折曲箇所を跨いで接着テープで接着される。

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した範囲を越えている。

【説明】

補正後の明細書及び請求項は折曲状態固定装置を「接着テープ」に限定したが、その使用する折曲状態固定装置についての記載がない。接着テープは固定手段の一つとして一般によく知られる慣用手段であるが、接着テープが唯一の固定手段ではなく、補正前の明細書、特許請求の範囲、又は図面に開示された「折曲状態固定装置」は直接的かつ一義的に「接着テープ」であると知ることができないため、補正により新規事項を導入したことに属する。

事例 19. 工程を減らす—特許請求の範囲の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

ステロイド (steroid) の製法

【特許請求の範囲】

デルタ-メチルアンドロステン-17β-オール-3-オンに四酢酸鉛を反応させてデルタ-メチルアンドロステン-4-アセトキシ-17β-オール-3-オンを生成、分離し、これを酸又はアルカリで処理することを特徴とする4-オキシメチル-テストステロンの製法。

【明細書】

.....。

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

(同様)

【特許請求の範囲】

デルタ-メチルアンドロステン-17β-オール-3-オンに四酢酸鉛を反応させてデルタ-メチルアンドロステン-4-アセトキシ-17β-オール-3-オンを生成、分離することを特徴とする4-オキシメチル-テストステロンの製法。

【明細書】

(同様)

【結論】

出願時に明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した範囲を越えていない。

【説明】

補正前の請求項に記載されたのは第1及び第2工程よりなる製法であったのに対し、第1工程のみの発明に補正された。第1工程は補正前の明細書に記載されていることから、この補正は新規事項を導入していない。

事例 20.用途の拡大—発明の名称、特許請求の範囲及び明細書の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

ポンプに用いる回転軸密封

【特許請求の範囲】

.....ポンプに用いる回転軸密封。

【発明の詳細な説明】

.....ポンプに用いる回転軸密封。

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

回転軸密封

【特許請求の範囲】

.....回転軸密封。

【発明の詳細な説明】

.....流体機械に通用することのできる回転軸密封。

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した範囲を越えている。

【説明】

補正前の請求項は「ポンプに用いる回転軸密封」（特定用途発明）であり、補正後の請求項は「回転軸密封」になり、補正後の明細書において流体機械に通用することのできる回転軸密封（他の用途に適用できる発明）と記述した。

補正前の明細書、特許請求の範囲、又は図面の中では、特定の用途のみが開示されていたため、ポンプに専用する回転軸密封（特定用途発明）を補正により、他の用途に適用できる回転軸密封に補正した（他の用途に適用できる発明）。従って、当該補正は新規事項を導入している。

事例 21.実施例の変更－明細書の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

多層積層板

【特許請求の範囲】

.....多層積層板。

【明細書】

.....（ポリプロピレンに関する技術内容が記載されていない）。

実施例

.....多層積層板の外層構造はポリエチレンであり、.....。

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

（同）

【特許請求の範囲】

（同）

【明細書】

.....。

実施例

.....多層積層板の外層構造はポリプロピレンであり、.....。

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した範囲を越えている。

【説明】

補正前の明細書に記載されている多層積層板の外層構造はポリエチレンであり、補正によりポリプロピレンに補正した。但し、当該補正後の積層板の構造が出願

時の明細書に開示した積層板の構造材料と完全に異なることから、明細書は新規事項を導入となる。

事例 22. 実施例の追加—明細書の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

多層積層板

【特許請求の範囲】

.....多層積層板。

【明細書】

.....。

実施例

.....多層積層板の外層構造はポリエチレンであり、.....

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

(同様)

【特許請求の範囲】

(同様)

【明細書】

.....。

実施例 1

.....多層積層板の外層構造はポリエチレンであり、.....

実施例 2

.....又はこの外層構造はなくてもよい、.....

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した範囲を越えている。

【説明】

補正前の明細書に記載されている多層積層板の外層構造はポリエチレンであり、補正後に「この外層構造はなくてもよい」との実施例を追加したことは、当該補正後の積層板構造が出願時の明細書に開示された積層板の構造と異なるものになることから、新規事項の導入となる。

事例 23. 実施例の追加—明細書の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

コンピュータ装置

【特許請求の範囲】

本体とキーボードを接続する RS232C インターフェースケーブルの中程に信号分配器を設け、該分配器に他の入力／出力（I／O）装置を接続したことを特徴とするコンピュータ装置。

【明細書】

.....本体とキーボードを接続する RS232C インターフェースケーブルの中程に、信号分配器を設ける。この分配器に他の入力／出力（I／O）装置、例えばプリンターを接続する。これにより一つのインターフェースポートしか有しないパーソナル・コンピュータにおいてキーボードとプリンターの両方が接続可能となる。

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

(同様)

【特許請求の範囲】

(同様)

【明細書】

.....本体とキーボードを接続する RS232C インターフェースケーブルの中程に、信号分配器を設ける。この分配器に他の入力／出力（I／O）装置、例えばプリンターを接続する。これにより一つのインターフェースポートしか有しないパーソナル・コンピュータに於いてキーボードとプリンターの両方が接続可能となる。

また、分配器にはプリンターのほか、RS232C インターフェースにより制御可能なマウスも接続できる。これによりパーソナル・コンピュータ本体に何等変更を加えることなくマウスの利用が可能となる。

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した範囲を越えている。

【説明】

出願時の明細書には「分配器に他の入力／出力（I／O）装置、例えばプリンターを接続する」のみが記載されており、その中の「入力／出力（I／O）装置」の用語には、プリンターとマウスの他、CRT、FDD 及びその他の類似用語も含まれていることから、出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面から直接的かつ一義的に「その他の入出力装置」が「マウス」であると特定することはできない。

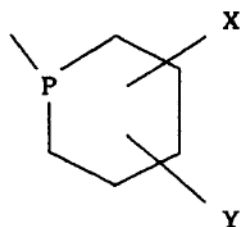
事例 24.実施例の追加－明細書の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

ホスファン誘導体

【特許請求の範囲】

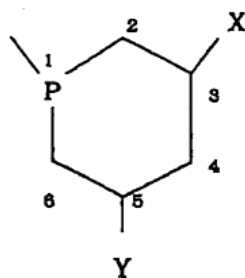


X = アルキル又はアルケニル

Y = フェニル又はアルコキシ

【明細書】

好ましくは、



補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

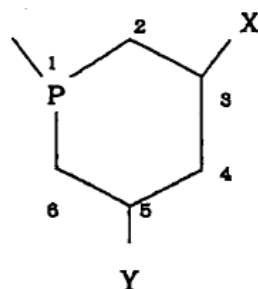
(同様)

【特許請求の範囲】

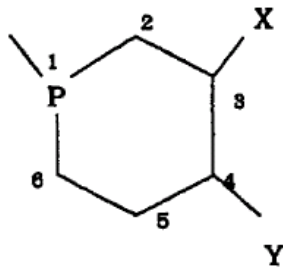
(同様)

【明細書】

... 好ましくは、



又は、



【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した範囲を越えている。

【説明】

補正前の明細書には、3-X、5-Yのホスファン誘導体が具体的に記載されているだけであり、3-X、4-Yは記載されていない。補正前の請求項に記載された事項は置換位置を具体的に記載せず、特定されていない置換位置を記載するだけであり、X、Yの位置配置の組み合わせにおいて、13種の可能性を組み合わせることができる。本来の記載内容から直接的かつ一義的に3-X、4-Yという特定の位置関係を知ることができないため、補正後は新規事項を導入している。

事例 25.操作機能の追加—明細書の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

往復振動式仕上げ道具

【明細書】

.....往復振動できる素子を有する仕上げ道具が本体後の上部に設置され、素子のノズルから噴出した圧縮空気で回転させて、上記素子が回転する時に回転中心の位置の移動変化によって、本体前端の仕上げ部分を往復振動されることを特徴とする、往復振動式仕上げ道具。

【図面】

.....（本体の後の上部に設置された往復振動素子のノズルが前に向かって開いていることを開示した）。

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

（同様）

【明細書】

.....往復振動できる素子を有する仕上げ道具が本体後の上部に設置され、素子のノズルから噴出した圧縮空気で回転させて、上記素子が回転する時に回

転中心の位置の移動変化によって、本体前端の仕上げ部分を往復振動され、かつ、上記道具を操作している時、圧縮空気がノズルから上記仕上げ部位に噴出されて、仕上げ部位の粉を除去することを特徴とする、往復振動式仕上げ道具。

【図面】

(同様)

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した範囲を越えている。

【説明】

補正前の図面でノズルが仕上げ部分と同一方向に向かっていることから、噴出した圧縮空気が粉を除去する効果を有するようであるが、ノズルは本体後部の上部に位置されており、噴出した圧縮空気が本体前端の隠された仕上げ部分までは到達することはできない。従って、補正後に追加された「.....仕上げ部位の粉を除去できる」との操作工程は、補正前の明細書、特許請求の範囲、又は図面から直接的かつ一義的に知ることができるものではない。

事例 26. 除くクレームの方式に変更—特許請求の範囲の補正

補正前の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

感光性平版印刷版

【特許請求の範囲】

親水化处理したアルミニウム板上に、ケン化度 60～80 モル%の部分ケン化ポリ酢酸ビニルとエチレン性不飽和結合を 1 個以上有する光重合性モノマーからなる感光層を設けた感光性平版印刷版において、該感光層に含窒素複素環カルボン酸を当該部分ケン化ポリ酢酸ビニルに対して、1～100 質量%含有させたことを特徴とする感光性平版印刷版。

【明細書】

.....本発明に用いられる含窒素複素環カルボン酸には、2-ピコリン酸、3-ピコリン酸、4-ピコリン酸、及びその類似化合物等が含まれている。(先行技術文献の内容により、「含窒素複素環カルボン酸」が「3-ニコチン酸」であることが発見された。)

補正後の明細書と特許請求の範囲：

【発明の名称】

(同様)

【特許請求の範囲】

親水化处理したアルミニウム板上に、ケン化度 60～80 モル%の部分ケン化ポリ酢酸ビニルとエチレン性不飽和結合を 1 個以上有する光重合性モノマーからな

る感光層を設けた感光性平版印刷版において、該感光層に含窒素複素環カルボン酸（3-ニコチン酸を除く）を当該分ケン化ポリ酢酸ビニルに対して、1～100質量%含有させたことを特徴とする感光性平版印刷版。

【明細書】

（同様）

【結論】

出願時の明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した範囲を越えていない。

【説明】

先行技術文献の内容に本発明で記載された「含窒素複素環カルボン酸」が「3-ニコチン酸」であることが発見されたが、特許請求の範囲に3-ニコチン酸に関する技術的特徴が記載されていないので、特許請求の範囲から直接3-ニコチン酸を削除することはできない。従って、関連する特許請求の範囲を「含窒素複素環カルボン酸（3-ニコチン酸を除く）」に補正して、先行技術で記載された事項を排除することは、審査基準の4.2.2.の(7)の「排除 (disclaimer)」補正規定に合致する。補正後の特許請求の範囲に記載された事項は、出願時の明細書から直接的かつ一義的に知ることができる事項に属するものではないが、例外的に、新規事項を導入していないとみなされる。

また、明細書の補正については、感光層の特性物質とする含窒素複素環カルボン酸の選択肢の中から「3-ニコチン酸」を削除するのみで、その他の部分は依然として出願時の明細書に記載されたままである。